

## 鳥取県東部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例等の一部を

### 改正する等の条例（案）要綱

#### 1 改正の目的

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、職員の定年引上げ等に関して所要の整備を行うことを目的とします。

#### 2 改正する条例

- (1) 鳥取県東部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例（昭和59年鳥取県東部広域行政管理組合条例第4号。）
- (2) 鳥取県東部広域行政管理組合職員の服務等に関する条例（昭和46年鳥取県東部広域行政管理組合条例第6号）
- (3) 鳥取県東部広域行政管理組合職員の福祉制度に関する条例（昭和53年鳥取県東部広域行政管理組合条例第7号）
- (4) 鳥取県東部広域行政管理組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和53年鳥取県東部広域行政管理組合条例第9号）
- (5) 鳥取県東部広域行政管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年鳥取県東部広域行政管理組合条例第9号）

#### 3 廃止する条例

鳥取県東部広域行政管理組合職員の再任用に関する条例（平成14年鳥取県東部広域行政管理組合条例第1号）

#### 4 改正の内容

職員の定年引上げに伴い、関係条例について所要の整備を行います。

#### 5 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとします。

鳥取県東部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<b>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7</b>の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>( _____ 準用)</p> <p>第2条 職員の定年等に<b>ついて</b>は、鳥取市職員の定年等に関する条例（昭和59年鳥取市条例第13号）の規定を準用する。 _____</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<b>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3</b></p> <hr/> <p>_____の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<b>鳥取市職員の定年等に関する条例の</b>準用)</p> <p>第2条 職員の定年等に<b>関して</b>は、鳥取市職員の定年等に関する条例（昭和59年鳥取市条例第13号）の規定を準用する。<b>この場合において、同条例第4条第5項及び第5条中「市長」とあるのは、「管理者」と読み替えるものとする。</b></p>

鳥取県東部広域行政管理組合職員の服務等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(分限)</p> <p>第4条 _____ 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給 _____ 並びに失職の事由の特例については、鳥取市職員の分限に関する条例（昭和26年鳥取市条例第59号）の規定を準用する。</p>	<p>(分限)</p> <p>第4条 <b>職員の意に反する降給の事由並びに</b>職員の意に反する降任、免職、休職及び降給<b>の<b>手続及び効果</b></b>並びに失職の事由の特例については、鳥取市職員の分限に関する条例（昭和26年鳥取市条例第59号）の規定を準用する。</p>

鳥取県東部広域行政管理組合職員の福祉制度に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の適用を受ける職員をいう。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号及び第2号に規定する職員、同法<b>第22条の4第1項</b>に規定する職員、臨時的任用職員（同法第22条の3第4項の規定に基づき臨時的に任用された職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号の規定に基づき臨時的に任用された職員及び鳥取県東部広域行政管理組合職員の配偶者同行休業に関する条例（平成28年鳥取県東部広域行政管理組合条例第2号）第2条の規定により準用する鳥取市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年鳥取市条例第17号）第9条第1項第2号の規定に基づき臨時的に任用された職員）及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定に基づき任期を定めて任用された職員を除く。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の適用を受ける職員をいう。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号及び第2号に規定する職員、同法<b>第28条の5第1項</b>に規定する職員、臨時的任用職員（同法第22条の3第4項の規定に基づき臨時的に任用された職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号の規定に基づき臨時的に任用された職員及び鳥取県東部広域行政管理組合職員の配偶者同行休業に関する条例（平成28年鳥取県東部広域行政管理組合条例第2号）第2条の規定により準用する鳥取市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年鳥取市条例第17号）第9条第1項第2号の規定に基づき臨時的に任用された職員）及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定に基づき任期を定めて任用された職員を除く。</p>

鳥取県東部広域行政管理組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第2項及び第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し<b>規定する</b> _____ ことを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、<b><u>1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額</u></b>（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、鳥取県東部広域行政管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年鳥取県東部広域行政管理組合条例第3号）第2条の規定により準用する鳥取市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年鳥取市条例第10号）第20条で定める基本報酬の額）の10分の1以下を減ずるものとする。<b><u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></b></p> <p style="text-align: center;">(停職の効果)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 停職者は、その職を保有するが<b>職務に</b> 従事しない。</p> <p>3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第2項及び第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し<b>必要な事項を定める</b> _____ ことを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、<b><u>1月以上6月以下給料</u></b> _____（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、鳥取県東部広域行政管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年鳥取県東部広域行政管理組合条例第3号）第2条の規定により準用する鳥取市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年鳥取市条例第10号）第20条で定める基本報酬の額）の10分の1以下を減ずるものとする。 _____</p> <p style="text-align: center;">(停職の効果)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 停職者は、その職を保有するが、<b>職務に</b> 従事しない。</p> <p>3 (略)</p>

鳥取県東部広域行政管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法<b>第22条の4第1項</b>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に規定する職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法<b>第28条の5第1項</b>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に規定する職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>